

別表 1 (ワンストップ相談窓口) 【既存・創業支援等事業】

市区町村が実施する創業支援等事業 (創業支援等事業)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">令和4年度、相談窓口には年間3件程度の相談件数があったが、年4回の相談会を開催することにより、年間8件の相談件数を目標とする。個別相談の支援を受けて創業を行う者は、本計画に基づき山田町 (以下「町」という。) が中心となり、山田町商工会 (以下「商工会」という。) 、地域の金融機関等の創業支援等事業者との連携を図ることにより年間相談件数の5割の4件の創業者創出を目標とする。 <p>(目標数)</p> <p>創業支援対象者数：8人 創業者数：4人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none">町水産商工課内に創業支援のワンストップ窓口を設け、商工会、地域金融機関等と連携し様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ窓口は、山田町水産商工課の職員2名を町の窓口配置し、相談対応を行う。町窓口では、町、県、国の支援施策一覧を紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。また、町は相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、商工会が実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。創業支援のサイトを町ホームページに立ち上げ、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載するとともに、ネットでも相談対応できるようにする。 <p>[創業に必要な要素と各連携機関が担う役割]</p> <ol style="list-style-type: none">①ターゲット市場の見つけ方 商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。②ビジネスモデルの構築の仕方 商工会、地元金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、商工会が創業支援塾を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。③売れる商品・サービスの作り方 商工会が事業者連携のためのマッチング支援を行う。④適正な価格の設定と効果的な販売方法について 商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。⑤資金調達 地元金融機関が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、町が制度融資や利子補給を行う。また、商工会が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。⑥事業計画書の作成 商工会が事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。さらに、地元金融機関が事業計画書のブラッシュアップを行う。また、補助金等の申請については、商工会、地元金融機関等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。⑦許認可、手続き 水産商工課において創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連

絡を行う。

⑧コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

商工会が創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援等機関との連携>

各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に配慮しながら、町が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

毎年、8回程度、商工会が実施する創業支援塾において、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義を1ヶ月以上受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後においても、地元金融機関や商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については町の広報誌等への掲載を行い広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

<資金融資>

- ・資金使途—設備資金、運転資金、左記併用
- ・融資限度額—1,000万円以内
- ・融資期間—設備資金（10年以内（据置期間1年以内））、運転資金（7年以内（据置期間1年以内））、左記併用（10年以内（据置期間1年以内））
- ・融資利率—3年以内（年2.70%以内）、3年超10年以内（2.90%以内）
※創業関連保証を適用する場合は、年0.1%引き下げ
- ・保証料率—1,000万円以内の借入金額分 年0.9%（創業関連保証）
※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します
- ・担保—不要
- ・優遇制度—利子補給 1%の利子を町で補給

融資期間	実質の貸付利率	経営安定関連保証1～6を適用した実質の貸付利率
3年以内	年1.70%	年1.60%
3年超10年以内	年1.90%	年1.80%

- ・信用保証補給—信用保証料の全額を町で補給します

<未利用店舗活用支援事業>

- ・目的

町内の商業の復興を図るため、商工会が未利用店舗に新たに出店する者に対し経営の支援をする事業に要する経費に対し補助する

・補助率及び補助内容

商工会が未利用店舗を借り上げる新規出店者に対し1月当たりの経費の2分の1以内の額（1月当たり5万円を上限）を12ヶ月間助成する支援事業

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・町水産商工課に担当者2名を配置し創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業支援対象者の目の届くようにする。加えて、町の広報誌等においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い「創業支援カルテ」を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、各創業支援機関との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和2年4月1日～令和11年3月31日

別表 2-1 (創業相談窓口) 【既存・創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (創業支援等事業)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 山田町商工会</p> <p>(2) 住所 下閉伊郡山田町長崎三丁目6番18号</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 山崎 淳一</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0193-82-2515 FAX 0193-82-0677 担当者 田中・小倉</p>
創業支援等事業の目標
<p>(1) 令和4年度の実績について 山田町商工会 (以下「商工会」という。) へ創業に関する相談件数は2件、創業に至った件数は1件。</p> <p>(2) 本計画の策定目標数設定について 新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、観光入込数などはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。このことから、交流人口の回復、拡大が期待でき、創業意欲にも変化があることが考えられるため、現計画と同等の8件を創業支援対象者とする目標とし、そのうち5割程度にあたる4件の創業者創出を目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数8人、創業者数4人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 創業相談窓口 原則、創業に係る相談のワンストップ相談窓口は山田町 (以下「町」という。) とするが、商工会にも相談窓口を設置する。町並びに岩手銀行及び北日本銀行、宮古信用金庫 (以下「支援機関」という。)) と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口では、商工会の経営指導員及び経営支援員 (以下、「経営指導員等」という。) による相談対応を行う。 相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能とするため、各支援機関との情報共有を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 商工会に相談窓口を設置し、支援機関と連携して支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援施策に関するパンフレットを窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目の届くようにする。加えて、商工会の広報誌やホームページにおいて、本計画と創業相談窓口を広くPRしていく。 町においては、ワンストップ窓口としての機能を周知するため、町のホームページ等でPRを行うとともに、寄せられた相談に対し、各支援機関が連携し効果的な支援を実施できるよう調整を行う。 相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町に情報提供を行い、町が管理する創業支援カルテを活用して各支援機関と共有を図る。 商工会と支援機関の担当者会議において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を行っていく。</p>
計画期間
令和2年4月1日～令和11年3月31日

別表 2-2 (創業支援塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (特定創業支援等事業)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 山田町商工会 (2) 住所 下閉伊郡山田町長崎三丁目6番18号 (3) 代表者の氏名 会長 山崎 淳一 (4) 連絡先 TEL 0193-82-2515 FAX 0193-82-0677 担当者 田中・小倉	
創業支援等事業の目標	
(1) 令和4年度の実績について 山田町商工会 (以下「商工会」という。) へ創業に関する相談件数は2件、創業に至った件数は1件。 (2) 本計画の策定目標数設定について 新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、観光入込数などはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。このことから、交流人口の回復、拡大が期待でき、創業意欲にも変化があることが考えられるため、現計画と同等の8件を創業支援対象者とする目標とし、そのうち5割程度にあたる4件の創業者創出を目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数8人、創業者数4人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 創業支援塾 創業希望者等を対象とする創業支援塾を年1回 (全8コマ、1コマ120分) 1ヶ月以上にわたり実施する。開催時期は概ね秋～冬で、以下のテーマについて商工会の経営指導員等や岩手県商工会連合会のエキスパートバンク等の専門家又は必要に応じて町職員の講義を実施する。講義のうち、創業に最重要視される4つの知識 (経営、販路開拓、人材育成及び財務) が身につく講義をすべて受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者と認定して町が証明書を発行する。受講終了後も、商工会の経営指導員等や専門家がフォローすることとし、各支援機関等とも連携しながら支援を行う。 創業支援塾	
第1回	【ガイダンス：概論・ビジネスプランづくりの進め方】 ・ビジネスプランの目的と評価ポイント ・事業計画書の様式 (一般例) と書き方のポイント
第2回	【コンセプト：事業の骨子を固めよう】 ・創業の目的「なぜ、何のために創業するのか」 ・ビジネスアイデアの発想法 ・アイデアの具現化と事業化までのプロセス
第3回	【コア・コンピタンス：事業の強みを作る】 ・外部環境と内部環境の評価・分析のしかた ・自社のドメイン (事業領域) を決めよう ・オンリーワンビジネスを目指すための発想法
第4回	【マーケティング：顧客・販路開拓のすすめ方】 ・見込客の探し方と絞込み方 ・商品戦略と価格の考え方

	・宣伝・PR方法の実例
第5回	【シミュレーション：資金・収支計画の作成と検証】 ・基本アイテム！資金計画表と損益計算書 ・必要売上高と損益分岐点の算出方法 ・資金調達～公的融資の活用法～
第6回	【ファイナンス】 日本政策金融公庫職員等による“融資制度の概要や申込方法の説明および個別相談会の開催
第7回	【プランニング：事業計画書をまとめよう】 ・事業計画書をまとめるポイント ・作成実習 ・個別相談・指導
第8回	【プレゼンテーション】 ・ビジネスプラン発表会／修了式 ・受講生によるビジネスプラン発表（一人5分程度） ・質疑応答 ・講評、総まとめ

(2) 創業支援等事業の実施方法

町の交流施設を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、教材の準備等事務手続きを町及び商工会が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保は商工会が岩手県商工会連合会と連携して行い、町及び商工会の広報誌やホームページ等でPRを行う。卒業生については、町、岩手県などの公的制度融資、町の利子補給制度を紹介し、積極的に活用してもらおうこととし、支援機関の担当者会議においては、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。また、名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。

計画期間

令和2年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-3 (創業相談窓口) 【既存・創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (創業支援等事業)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社岩手銀行</p> <p>(2) 住所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表取締役 岩山 徹</p> <p>(4) 連絡先 株式会社岩手銀行山田支店 担当者：濱田 (支店長代理)、田村 TEL0193-82-3131 FAX0193-82-2172</p>
創業支援等事業の目標
<p>(1) 令和4年度の実績について 岩手銀行山田支店へ創業に関する相談及び創業に至った件数は、共に0件。</p> <p>(2) 本計画の策定目標数設定について 新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、観光入込数などはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。このことから、交流人口の回復、拡大が期待でき、創業意欲にも変化があることが考えられるため、現計画と同等の10件を創業支援対象者とする目標とし、そのうち5割にあたる5件の創業者創出を目標とする。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数：10人 ・創業者数5人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容<創業相談窓口> 原則、創業に係る相談の窓口は山田町 (以下「町」という。) とするが、岩手銀行山田支店にも相談窓口を設置する。町及び山田町商工会 (以下、「商工会」という。)、北日本銀行山田支店及び宮古信用金庫山田支店と連携し、様々な創業時の課題を解決する。 相談者の相談内容に応じた支援を可能にするため、岩手銀行山田支店、北日本銀行山田支店、宮古信用金庫山田支店、及び商工会 (以下「創業支援等事業者」という。) と町は情報共有を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 相談窓口を設置し、町及び創業支援等事業者は連携して支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援施策に関するパンフレットを窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、町及び商工会の広報誌やホームページにおいて、本計画と創業相談窓口を広くPRしていく。 町においては、ワンストップ相談窓口としての機能を周知するため、町のホームページ等でPRを行うとともに、寄せられた相談に対し、支援機関が連携して効果的な支援を実施できるよう調整を行う。 創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町に情報提供を行い、町が管理する創業支援カルテを活用して町と創業支援等事業者は共有を図る。 町及び創業支援等事業者の担当者会議において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を行っていく。</p>
計画期間
令和2年4月1日～令和11年3月31日

別表 2-4 (創業相談窓口) 【既存・創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (創業支援等事業)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社北日本銀行 (2) 住所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号 (3) 代表者の氏名 取締役頭取 石塚恭路 (4) 連絡先 株式会社北日本銀行山田支店 担当者：横田 (次長) TEL0193-82-3811 FAX0193-82-5502
創業支援等事業の目標
(1) 令和4年度の実績について 北日本銀行山田支店へ創業に関する相談及び創業に至った件数は、共に2件。 (2) 本計画の策定目標数設定について 新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、観光入込数などはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。このことから、交流人口の回復、拡大が期待でき、創業意欲にも変化があることが考えられるため、現計画と同等の6件を創業支援対象者とする目標とし、そのうち5割にあたる3件の創業者創出を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数：6人 ・創業者数3人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業相談窓口> 原則、創業に係る相談の窓口は山田町 (以下「町」という。) とするが、北日本銀行山田支店にも相談窓口を設置する。町及び山田町商工会 (以下、「商工会」という。)、岩手銀行山田支店及び宮古信用金庫山田支店と連携し、様々な創業時の課題を解決する。 相談者の相談内容に応じた支援を可能にするため、岩手銀行山田支店、北日本銀行山田支店、宮古信用金庫山田支店、及び商工会 (以下「創業支援等事業者」という。) と町は情報共有を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 相談窓口を設置し、町及び創業支援等事業者は連携して支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援施策に関するパンフレットを窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、町及び商工会の広報誌やホームページにおいて、本計画と創業相談窓口を広くPRしていく。 町においては、ワンストップ相談窓口としての機能を周知するため、町のホームページ等でPRを行うとともに、寄せられた相談に対し、支援機関が連携して効果的な支援を実施できるよう調整を行う。 創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町に情報提供を行い、町が管理する創業支援カルテを活用して町と創業支援等事業者は共有を図る。 町及び創業支援等事業者の担当者会議において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を行っていく。
計画期間
令和2年4月1日～令和11年3月31日

別表 2-5 (創業相談窓口) 【既存・創業支援等事業】

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (創業支援等事業)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 宮古信用金庫 (2) 住所 岩手県宮古市向町2番46号 (3) 代表者の氏名 理事長 齋藤浩司 (4) 連絡先 宮古信用金庫山田支店 担当者: 佐々木 (支店長代理) TEL0193-82-2455 FAX0193-82-2116
創業支援等事業の目標
(1) 令和4年度の実績について 宮古信用金庫山田支店へ創業に関する相談及び創業に至った件数は、共に0件。 (2) 本計画の策定目標数設定について 新型コロナウイルス感染症が5類となったことから、観光入込数などはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。このことから、交流人口の回復、拡大が期待でき、創業意欲にも変化があることが考えられるため、現計画と同等の2件を創業支援対象者とする目標とし、そのうち5割にあたる1件の創業者創出を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数2人 ・創業者数1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業相談窓口> 原則、創業に係る相談の窓口は山田町 (以下「町」という。) とするが、宮古信用金庫山田支店にも相談窓口を設置する。町及び山田町商工会 (以下、「商工会」という。)、岩手銀行山田支店及び北日本銀行山田支店と連携し、様々な創業時の課題を解決する。 相談者の相談内容に応じた支援を可能にするため、岩手銀行山田支店、北日本銀行山田支店、宮古信用金庫山田支店、及び商工会 (以下「創業支援等事業者」という。) と町は情報共有を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 相談窓口を設置し、町及び創業支援等事業者は連携して支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援施策に関するパンフレットを窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、町及び商工会の広報誌やホームページにおいて、本計画と創業相談窓口を広くPRしていく。 町においては、ワンストップ相談窓口としての機能を周知するため、町のホームページ等でPRを行うとともに、寄せられた相談に対し、支援機関が連携して効果的な支援を実施できるよう調整を行う。 創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町に情報提供を行い、町が管理する創業支援カルテを活用して町と創業支援等事業者は共有を図る。 町及び創業支援等事業者の担当者会議において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を行っていく。
計画期間
令和2年4月1日～令和11年3月31日

